

新型コロナウイルス感染予防対策について

1 主旨

区ではこの間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、PCR検査体制の確保・拡充、保健所の体制強化、学校・保育園・新BOP・区民利用施設の休止、区主催イベントの中止など、様々な対策を講じてきた。

令和2年4月7日に国から発せられた緊急事態宣言については、5月25日には解除され、社会経済活動等のレベルは徐々に引き上げられており、区においても、6月1日以降、休止していた各施設を段階的に再開している。一方、東京都における感染者は7月以降増加傾向にあり、200人を超える日が続くなど、予断を許さない状況である。

これから、感染第2波、第3波が想定される中、感染防止策と経済活動の維持の両立が求められることから、区の対応を今一度振り返り、これまでの経験を教訓とした取組みを進めていく。

2 これまでの取組みと今後の対応

(1) 区の実施体制の総括

区では、「新型コロナウイルス感染症拡大」が報道され始めた1月27日に、健康危機管理対策本部を立ち上げたが、その役割は庁内への「注意喚起」などの情報発信に留まり、積極的な感染拡大防止対策を講じるまでには至らなかった。

3月には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、区でも3月30日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」(以下「本部」という。)に切り替え、本格的に全庁総力を挙げた感染拡大防止対策の取組みを進めてきた。

具体的には、施設やイベントの休止、保健所への応援を含む職員体制の拡充(外部からの人材を含む。)マスクや消毒液の確保・配布、緊急融資などの経済対策を講じるとともに、通勤時間帯の混雑緩和や健康リスクの懸念を考慮した職員の勤務体制の暫定対応など、さまざまな取組みを行った。また、その取組みの強化として、4月28日付で本部のもとに「事業継続対策部会」を設置し、新型コロナウイルス対策に係る業務に最優先にあたることとし、組織横断的に庁内一丸となった取組みを進めてきた。

一方、国の経済対策の一環としての特別定額給付金事務は、国の通知前から準備を開始し、国の補正予算成立後には、速やかに専管組織を立ち上げ、事業継続対策部会でも「特別定額給付金班」を設置し、庁内応援体制も組んだ。しかし、マイナンバーカード活用によるオンライン申請分の確認処理等で時間を要したことに加え、都内最大の人口を有する区には、当初から区民からの問い合わせが殺到した。庁内応援体制のさらなる増強を含め業務改善を図ったが、区民への早急な給付に結び付けることはできなかった。

また、保健所が行う感染源に対する疫学調査をもとにデータ分析を行うため、「分析班」

を設置したが、手書きフォーマット()からのデータ変換作業に時間がかかり、その分析結果を活用した具体的な対策を講じるまでには至らなかった。

さらにこの間、国や東京都から多くの通知が送付されてきているが、その位置づけや解釈があいまいなものも多く、基礎自治体として対応策を検討する際に、通知内容の確認に手間取り、決定に時間を要することもあった。

刻々と変化する感染状況に応じた効率的かつ効果的な対策を実行していくためには、国や東京都からの要請等に迅速に対応するとともに、区における現状把握及び分析を進め、区として総合的に判断していくことが求められている。また、感染症対策と経済活動の維持の両立が今後の社会的課題となっている。

国の動きや東京都の対応等を勘案しながらも、区が都内最大の人口を有する自治体として、その区民の生命と健康を守るために、専門家による最新の知見と助言を得る「世田谷区としての戦略的な布陣」が必要であるため、本部会議において、各分野の有識者に出席いただき、意見交換会を行うことで、感染爆発を防ぐための対策を練り、今後の区の対策に活かしていく。

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染者等の情報(症状、行動歴等)を電子的に入力、一元的に管理、関係者間で共有するため、新型コロナウイルス感染症発生動向調査について、これまでのシステムに代えて、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)」の利用を開始しているが、未だ、東京都では、手書きフォーマットによるFAXでの情報報告が続けられている。

(2) 感染症予防の取組み

保健所の体制強化やPCR検査体制の拡充、情報の公表など、感染症対策の要となる取組みについて、【別紙】新型コロナウイルス感染症予防の取組みと今後の対応について」として取りまとめた。

今後、さらなる組織・人員体制の強化を図り、感染第2波、第3波に備えた感染症予防の取組みを一層進めていく。

(3) 区の緊急対策

区では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐとともに、区内の事業活動や区民生活を守り抜くため、区内の現状や、国や東京都で発表している緊急経済対策等を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ対策、区民の生活と事業活動を支える対策、子どもの育ちと学びを支える対策の3つを柱とする緊急対策を実施している。

基礎自治体である世田谷区の業務全体の中で、区民生活に欠かせない事業は大きなウエイトを占めている。過去に経験をしたことのない事態ではあるが、区民の協力を仰ぎながら、地域住民の健康はもとより、経済活動を含む区民生活を維持していくことに最優先で取り組む。

今後も厳しい社会状況が継続することを前提に、実態を把握したうえで、必要な対策について時期を逸することなく速やかに講じていく。

また、8月には今後の区政運営の軸となる「政策方針」を取りまとめ、この「政策方針」に基づき区政を運営していく。

(4) 事務事業の見直し

感染予防対策や、緊急対策に対しては、国や東京都の財政支援があるものの、さらなる対策に取り組むには、区の一般財源による財政支出が避けられないところであるが、国全体の経済活動の停滞等により、歳入の根幹をなす特別区税や特別区交付金等は、リーマンショック時を超える減収を想定する必要がある。

こうした状況下で、緊急対策を的確に実施しながら、今後の行政運営に必要な財源を確保するため、事務事業の緊急見直しとして、歳出額で約29億円、一般財源で約23億円規模の見直しを進めているところである。

これから感染第2波、第3波が想定される中で、感染拡大を防ぐとともに、必要な財源を確保するために、区の業務を抜本的に見直しせざるを得ない段階にきており、今一度、全庁的な認識の共有を図り、新たな事業スタイルを構築する。

令和3年度予算編成に向けては、全体規模の大幅な縮小を想定し、引き続きさらなる見直しを進める必要がある。見直しにあたっては、区民生活の安全と安心を守り抜くことを基本に、地域社会の置かれた環境変化を踏まえ、区民生活や事業活動の維持・活性化を念頭に入れ、必要性・有効性・公益性等を改めて検証し、全ての既存事業について実施の是非を検討のうえ、内容や手法の転換を行う。

また、8月には中期財政見通しを示したうえで、今年度の数次にわたる補正予算と連動させ、予備費の活用も行いながら、「18か月予算」を編成していく。

3 今後のスケジュール(予定)

令和2年8月	政策方針
	中期財政見通し
9月1日	保健所の組織体制強化

別 紙

新型コロナウイルス感染症予防の取組みと
今後の対応について

令和2年7月
世田谷区

はじめに

新型コロナウイルス感染症は、本年1月の国内初の感染確認後、急速に感染を拡大させ、4月には国が緊急事態宣言を発令し、全国で休業要請や外出自粛が行われるなど、未曾有の事態を招くとともに甚大な被害をもたらし、今なお日本のみならず世界中が、国を挙げて対策に取り組んでいる。

こうした状況下で、区は、感染拡大の防止や、区民生活や事業活動を守り抜くため、フェーズに応じた対策を実施してきた。

7月に入り、感染が再び拡大し、警戒を要する状況を迎えている中、これまでの区内の感染状況等を公表するとともに、引き続き区民への注意喚起や感染予防の取組みに向けた協力をいただくため、今後の区の対策をより効果的なものとするよう、これまでの取組みを振り返り、課題を明らかにするものとする。

<新型コロナウイルス感染症の感染者数集計の考え方>

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」)12条に基づき、医師が作成した発生届に記載されている感染者の「所在地」が世田谷区である方について、区内の感染者として人数を集計している。

集計にあたっては、NESID に登録されている感染者を集計している。ただし、以下に該当する方は集計の対象外としている。

所在地が世田谷区であっても、発生届作成が区外の医療機関または区外の保健所の医師で、感染者の入院先または療養先も区外の医療機関である方
クルーズ船(ダイヤモンドプリンセス号)乗客

なお、本資料における各集計の数値は、今後の調査状況等により、後日変動、修正する場合があります。

NESIDとは

厚生労働省が運営する感染症サーベイランスシステムの名称。感染症法に規定されている感染症に関する情報を管理するシステム。現在新型コロナウイルス感染症も本システムに入力してデータ管理を行っている。

目 次

1 . 区内の感染状況 P 1

- (1) 感染者の累計数
- (2) 感染者数の推移
- (3) 男女別の感染状況
- (4) 年代別の感染状況
- (5) 地域別の感染状況
- (6) 重症等の患者の状況
- (7) 死亡者の状況
- (8) 感染源の状況
- (9) 濃厚接触者の状況

2 . これまでの区の対応 P 12

- (1) 電話相談
- (2) P C R 検査体制の拡充
- (3) 入院調整
- (4) 疫学調査
- (5) クラスタ発生状況及び対応
- (6) 社会福祉施設等での感染の発生状況及び対応
- (7) 感染症アドバイザーの派遣
- (8) 区立施設での感染の発生状況及び対応
- (9) 医療機関との連携
- (10) 区民への公表
- (11) 本部体制
- (12) 保健所の応援体制
- (13) 執務スペースの確保

3 . 第 2 波・第 3 波に備えた今後の対策 P 25

- (1) 帰国者・接触者電話相談センターの体制の充実
- (2) P C R 検査体制の充実
- (3) 検診体制の強化
- (4) 医療機関等の支援・連携強化
- (5) 情報の公表
- (6) 有識者との意見交換
- (7) 保健所の体制強化

1 . 区内の感染状況

(1) 感染者の累計数

7月17日現在における感染者の累計数とその内訳（入院中、宿泊療養中、自宅療養中、退院等（療養期間経過を含む）、死亡）は以下のとおりである。

< 感染者の累計数 >

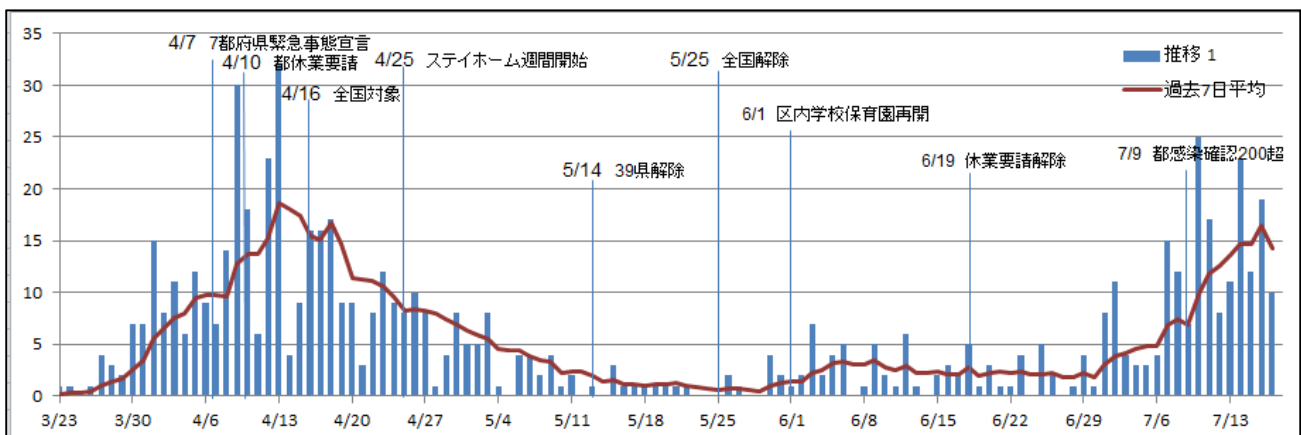


(2) 感染者数の推移

区内の感染者数は、3月末から急激に増加し始め、4月6日～12日の週に107人となりピークを迎えた。4月7日の国の緊急事態宣言の発令を受け、4月20日～26日の週ころから感染者数は減少傾向に転じ、5月25日に緊急事態宣言が解除されるころには、新規感染者数が0人～1人程度の日が続き、小康状態となった。その後、6月に入ると新規感染者数が複数名発生する日が継続し、6月末ごろから再び増加傾向に転じた。7月13日～19日の週では新規感染者数が111人にまで急増しており、予断を許さない状況となっている。

< 区内の感染者数の推移 >

【令和2年7月17日現在】



< 週ごとの感染者数推移 >

【令和2年7月19日現在】

各週	感染者数(人)
～3月29日	14
3月30～4月5日	66
4月6日～12日	107
4月13日～19日	103
4月20日～26日	59
4月27日～5月3日	39
5月4日～10日	16
5月11日～17日	8
5月18日～24日	5
5月25日～31日	9
6月1日～7日	21
6月8日～14日	16
6月15日～21日	17
6月22日～28日	13
6月29日～7月5日	34
7月6日～7月12日	88
7月13日～7月19日	111
計	726

他の数値は7月17日現在としているが、週ごとの感染者数推移では、比較のために7月18日、19日の感染者数36人を含めている。そのため、計欄も7月17日現在の690人に36人を加えた726人としている。

(3) 男女別の感染状況

男女別の累計感染者数は男性が女性の約 1.4 倍となっており、区民全体の男女比 47 : 53 (男性 436,552 人、女性 485,004 人。令和 2 年 4 月 1 日時点) と比較すると、男性に感染者数が多い傾向が見られる。

その傾向は緊急事態宣言発令後まで顕著に表れているが、その後は、大きな違いは見られない。

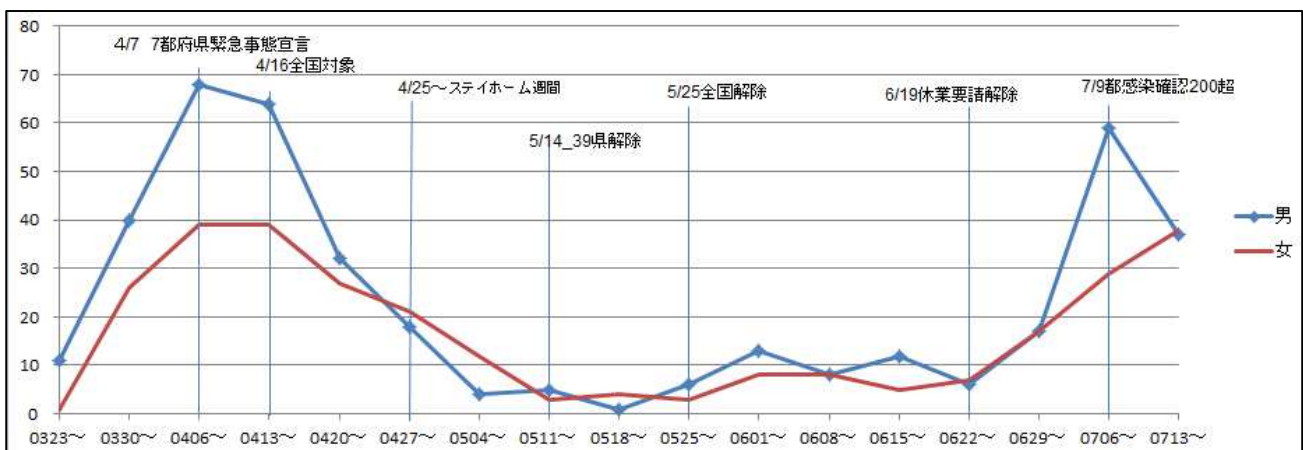
< 男女別の感染者の累計 >

【令和 2 年 7 月 17 日現在】

	男性	女性	計
累計	403	287	690
割合	58%	42%	100%

< 男女別の感染者数推移 >

【令和 2 年 7 月 17 日現在】



(4) 年代別の感染状況

区内の感染者は、全感染者 690 人のうち 20 代から 50 代の感染者が 546 人と、全体の約 79% を占めている。(区民全体における同年代の割合は約 60%)

一方で、20 歳未満の感染者数は低い割合となっており、区内の保育園や幼稚園、小中学校等での大きな感染の連鎖は生じていない状況である。また、重症化や死亡のリスクが高いとされる 70 歳以上の感染者数は、全体の 10% 程度(区民全体における同年代の割合は約 16%)となっており、一定割合で感染が生じている。

6 月下旬以降、特に 20 代と 30 代の感染者が急増しており、こうした世代から、子どもや高齢者への感染をいかに防止するかが大きな課題となっている。

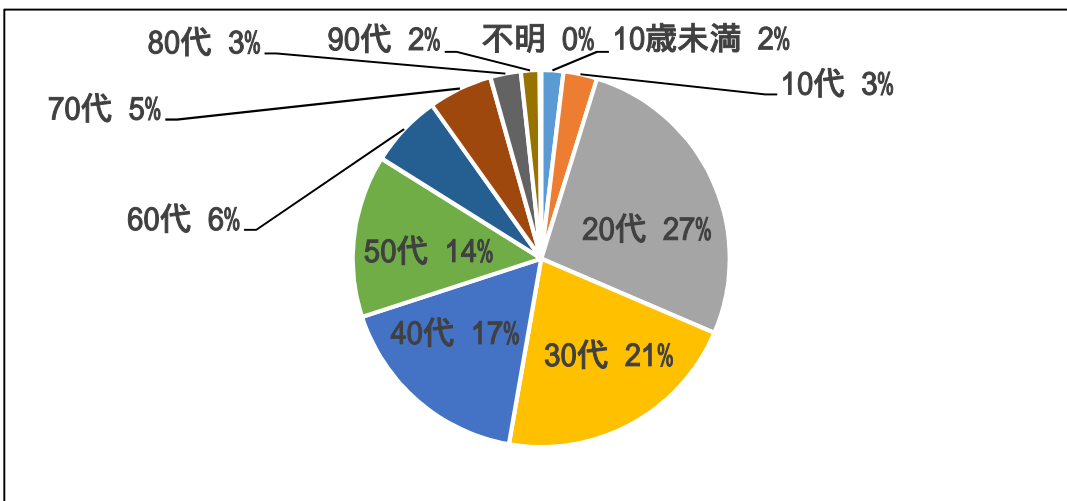
<年代別感染者数の累計>

【令和 2 年 7 月 17 日現在】

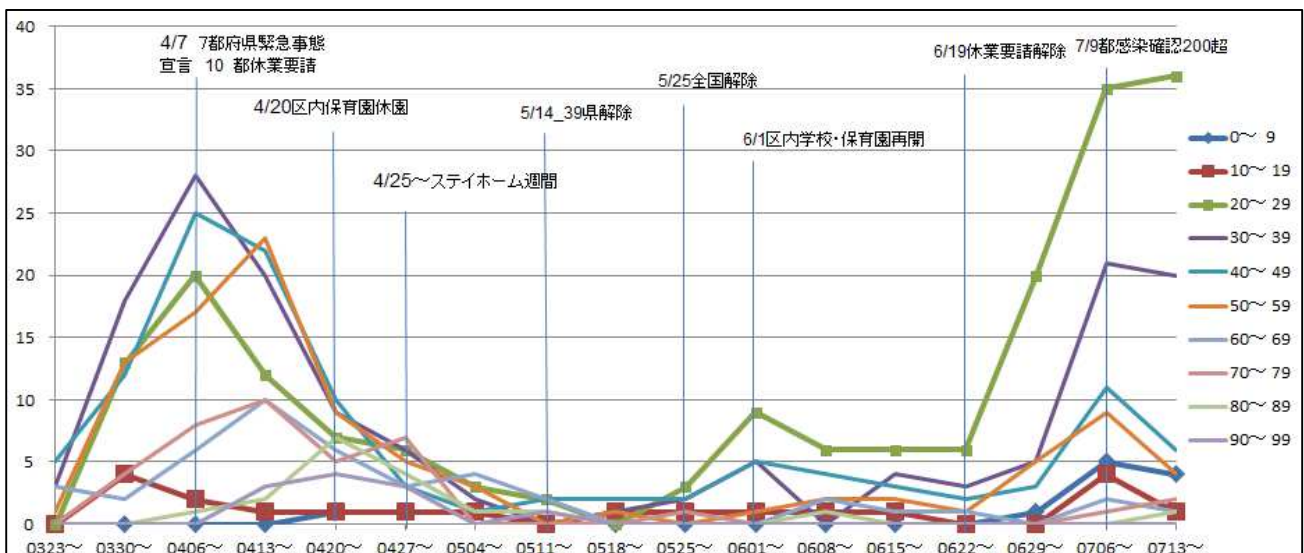
0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	不明	計
13	20	184	147	119	96	43	38	18	11	1	690

<年代別の感染者数>

【令和 2 年 7 月 17 日現在】



<年代別の感染者数推移>



(5) 地域別の感染状況

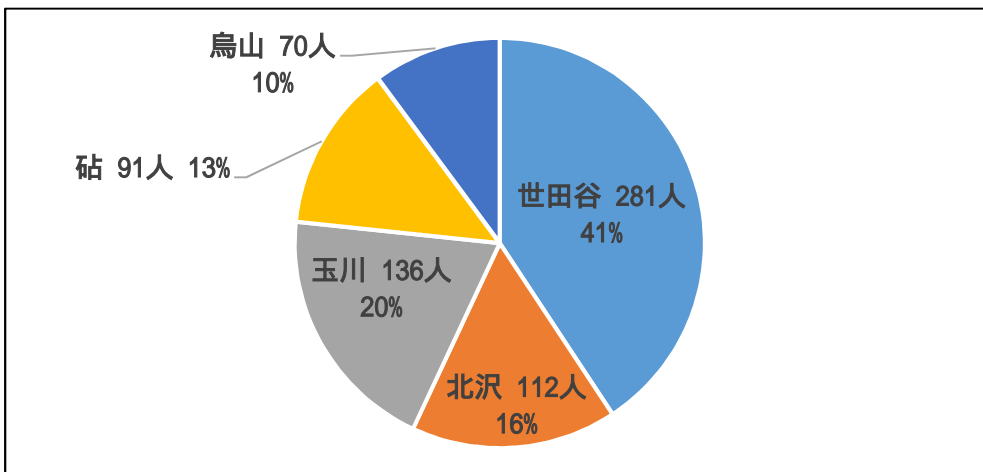
地域別の感染状況について、感染者数の累計及び人口 10 万人（6 月 1 日時点）あたりの感染者数で比較を行った。地域別の感染者数については、地域内で感染した感染者の数ではなく、あくまでも感染者の居住地別に累計を算出したものであり、数値の高さがその地域で感染が流行していることを示すものではない。世田谷地域では、国の緊急事態宣言発令前後に一時的に感染者が多くなっていたが、その後は他の地域と同様の推移となっている。

< 地域別感染者累計数・人口 10 万人当たりの件数 >

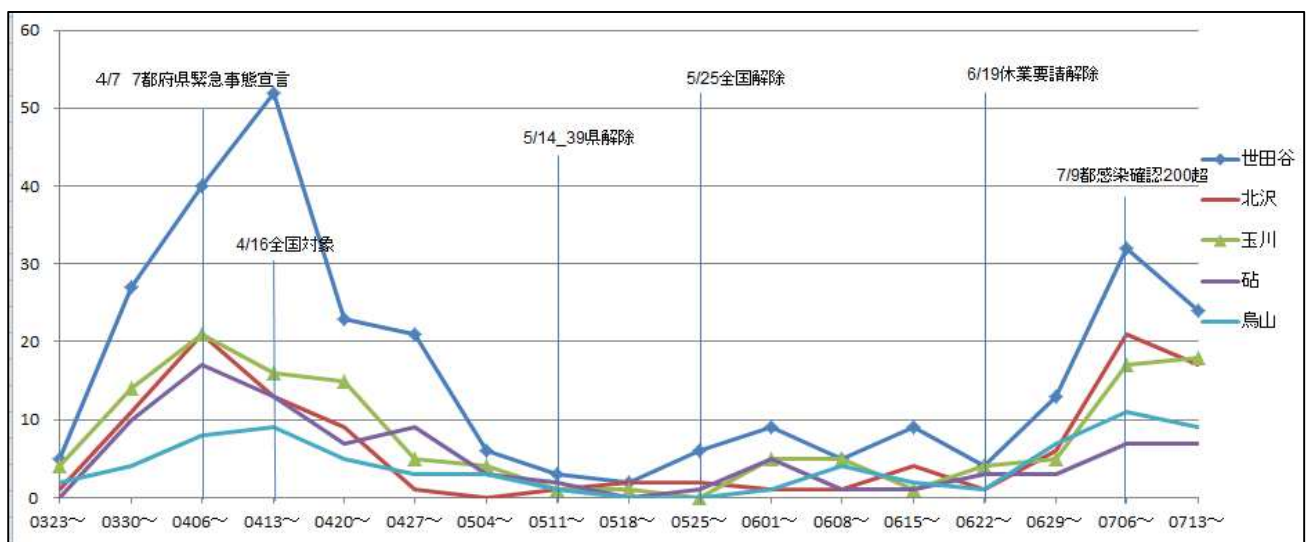
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	全体
累計数	281	112	136	91	70	690
人口 10 万人あたりの数	110.17	72.37	59.93	55.16	57.61	74.74

< 地域別感染者累計数 >

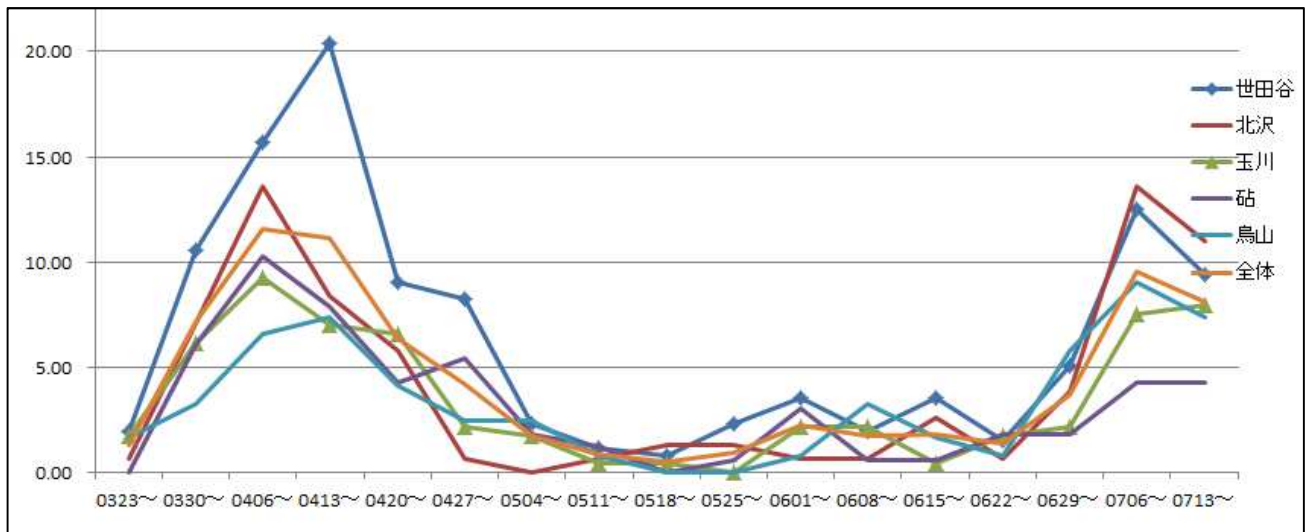
【令和 2 年 7 月 17 日現在】



< 地域別感染者数の推移 >



<人口 10 万人当たりで比較（6 月の人口をもとに算出）>



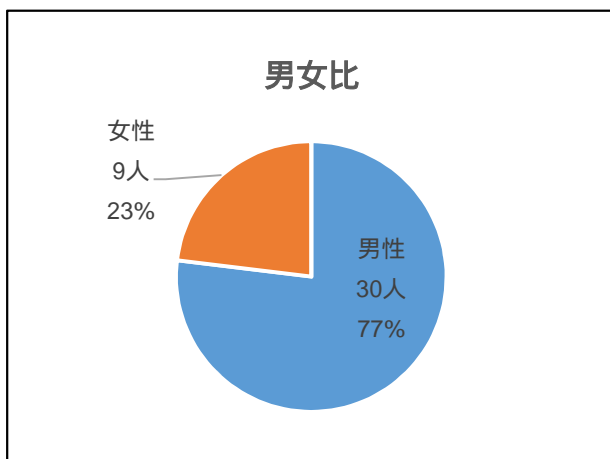
(6) 重症等の患者の状況

新型コロナウイルス感染症に罹患した 690 人のうち、医療機関等からの報告により、区が重症等（酸素投与、人工呼吸器管理、死亡等）を把握した症例は 39 件である。このうち、体外式膜型人工肺（エクモ）による治療を受けていることを区が把握した事例は 2 件あった。

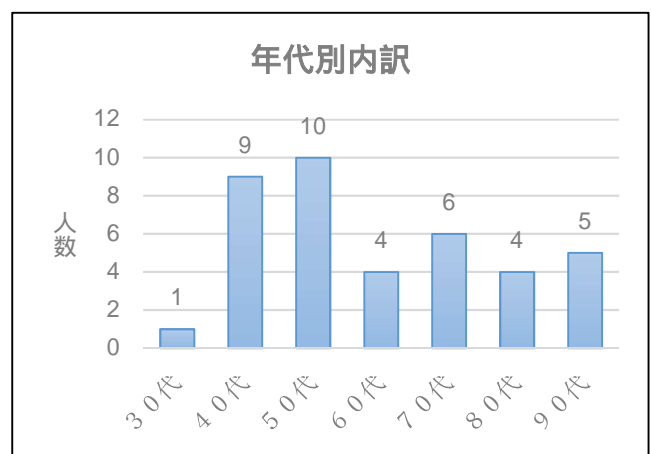
全感染者数のうち、30 代以下の感染者数が過半数を占めているものの（（ 4 ）年代別の感染者状況参照）重症等の患者のほとんどが 40 代以上であり、30 代以下の重症等のリスクは低いという傾向が表れている。39 例における男女比、年代、基礎疾患の有無、人工呼吸器の有無、症状の経過状況は以下のとおりである。

なお、区が把握した 39 例のうち、症状の経過により死亡に至った事例は 18 件であった（基礎疾患により死亡した可能性も含まれる）。

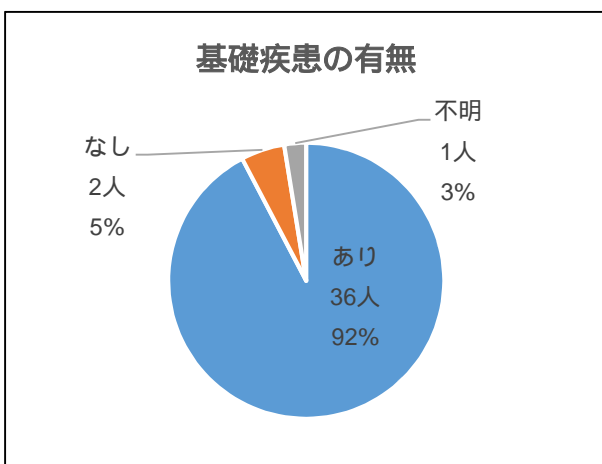
< 重症等の患者の男女比 >



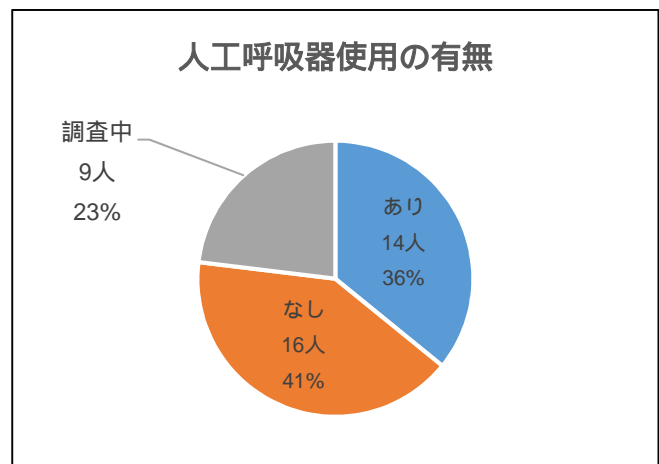
< 重症等の患者の年代別内訳 >



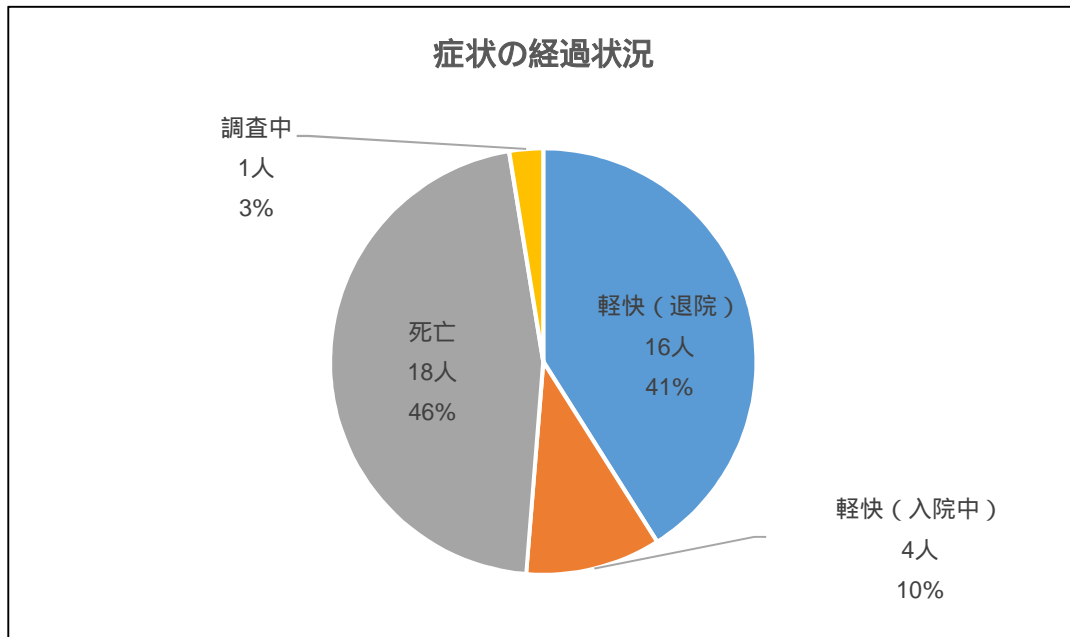
< 重症等の患者の基礎疾患の有無 >



< 重症等の患者の人工呼吸器使用の有無 >



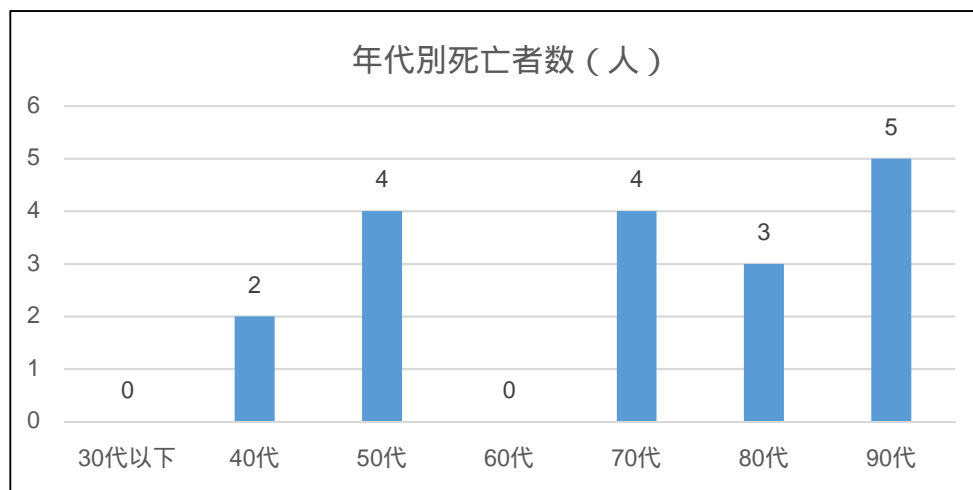
<重症等の患者の症状の経過状況>



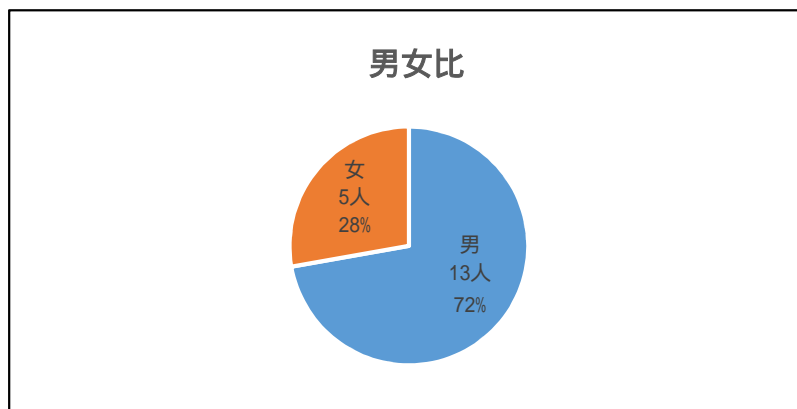
(7) 死亡者の状況

7月17日現在、病院等からの連絡により区が把握した、感染者における死亡者数は18人である(区外医療機関等で診断され、入院先または療養先も区外医療機関である場合については、区保健所が関わっていないため、含まれていない)。年代別の死亡者数は、90代が5人と最も多く、50代と70代が4人、80代が3人、40代が2人となっており、40代未満の死亡者は出ていない。年代別の感染者数では20代から50代が多い一方、死亡者数は90代が最多となっていることから、高齢者ほどリスクが高く、より感染を防ぐ対策が必要である。また、死亡者全18人のうち、男性が13人、女性が5人となっており、男性が多い傾向にある。さらに、基礎疾患のあった人は16人であり、全国的な傾向と同じく、基礎疾患がある人ほど死亡のリスクが高い状況となっている。死亡した感染者の最初の症状は、発熱が13人と最も多く、次いで肺炎像が6人となっており、症状が重複している例もあった。

<年代別死亡者数>



<死亡者の男女比>



(8) 感染源の状況

4月1日から7月17日までの区内の新規感染者のうち、感染源不明(調査中含む)と区分している患者は、全体の約61%となっている。

一方で、感染源判明と区分している患者について、感染源を分類したところ、家族や同居人から、また、医療機関、飲食店(特に区外の接待を伴う飲食店)、職場等におい

て感染したと推定される患者が多い状況となっている。

感染拡大を防止する「新しい日常」の習慣を一人ひとりが実践することや、感染症対策を実施している店舗・施設の利用、会食や飲み会は少人数とするなど、「感染しない・感染させない行動」が重要となる。

感染源判明と区分している患者の感染源分類の内訳、新規感染者数の推移及び感染源判明・不明の状況は、以下のとおりである。

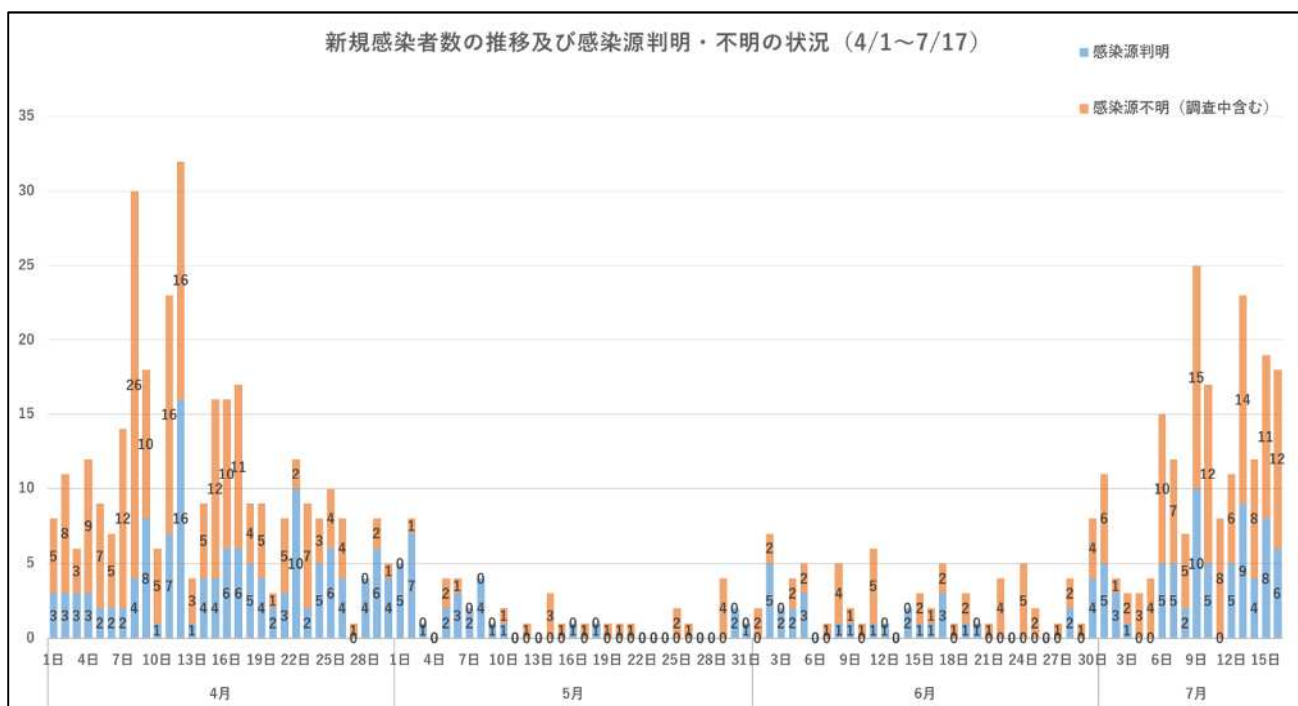
< 感染源分類の内訳（感染源が区内・区外問わず分類） >

	3月		4月		5月		6月		7月		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
感染源判明	8	29.6%	131	38.3%	34	60.7%	28	38.9%	72	36.0%	273	39.2%
(感染源分類・内訳)												
①家族・同居人	3	37.5%	39	29.8%	13	38.2%	4	14.3%	18	25.0%	77	28.2%
②友人・知人	1	12.5%	13	9.9%	1	2.9%	4	14.3%	5	6.9%	24	8.8%
③医療機関	0	0.0%	20	15.3%	11	32.4%	1	3.6%	0	0.0%	32	11.7%
④飲食店	2	25.0%	15	11.5%	2	5.9%	10	35.7%	20	27.8%	49	17.9%
(④のうち「接待を伴う飲食店」と推定される人数)	(0)		(6)		(0)		(6)		(9)		(21)	
⑤福祉施設	0	0.0%	11	8.4%	3	8.8%	0	0.0%	0	0.0%	14	5.1%
⑥ライブハウス・スタジオ・劇場等	1	12.5%	8	6.1%	0	0.0%	0	0.0%	6	8.3%	15	5.5%
⑦その他職場	0	0.0%	21	16.0%	1	2.9%	3	10.7%	14	19.4%	39	14.3%
⑧カラオケ	0	0.0%	1	0.8%	3	8.8%	6	21.4%	1	1.4%	11	4.0%
⑨スーパー	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%
⑩保育園・幼稚園	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	8.3%	6	2.2%
⑪学校等(専門学校含む)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.8%	2	0.7%
⑫帰国者	1	12.5%	2	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	1.1%
感染源不明	19	70.4%	211	61.7%	22	39.3%	41	56.9%	115	57.5%	408	58.5%
調査中	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.2%	13	6.5%	16	2.3%
総計	27	100.0%	342	100.0%	56	100.0%	72	100.0%	200	100.0%	697	100.0%

7月分は、7月1日～17日までの集計。

本資料中の他の統計や区のホームページ上の数値等と集計時点が違うため、数値に差異が生じている。あくまでも感染源は推定であり、感染源分類については疫学調査票をもとに区が独自に分類した。

< 新規感染者数の推移及び感染源判明・不明の状況 >



(9) 濃厚接触者の状況

感染者が発生した場合、その濃厚接触者について、保健所が健康観察を行っている。市内の応援体制を組みながら健康観察を行っているが、積極的疫学調査実施要領改訂に伴い、5月29日以降、健康観察者にPCR検査を実施しており、感染者一人に対し、多数の接触者が発生するために、一人ひとりへのPCR検査の案内や結果通知、健康観察といった業務に係る負担が大きい状況になっている。7月17日現在の状況は以下のとおりである。

< 濃厚接触者への健康観察の状況 >

【令和2年7月17日現在】

濃厚接触者	観察終了		観察中	PCR検査陽性
	症状なし・PCR検査陰性等	連絡不通		
2,481	1,606	4	683	188

症状なし、PCR検査陰性、連絡不通等で14日間の健康観察期間を終えた場合は、健康観察終了となる。

観察中には、PCR検査の検査待ちや結果待ちの方のほか、PCR検査結果が陰性で健康観察期間中の方等を含む。

PCR検査の陽性者は、感染者に移行する。

< 地域別の濃厚接触者の状況 >

【令和2年7月17日現在】

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	区外	その他	計
観察終了	519	221	369	181	120	34	166	1,610
観察中	160	100	139	64	58	0	162	683
PCR検査陽性	66	29	36	13	23	15	6	188
計	745	350	544	258	201	49	334	2,481

参考) 地域別の濃厚接触者の状況におけるその他の内訳

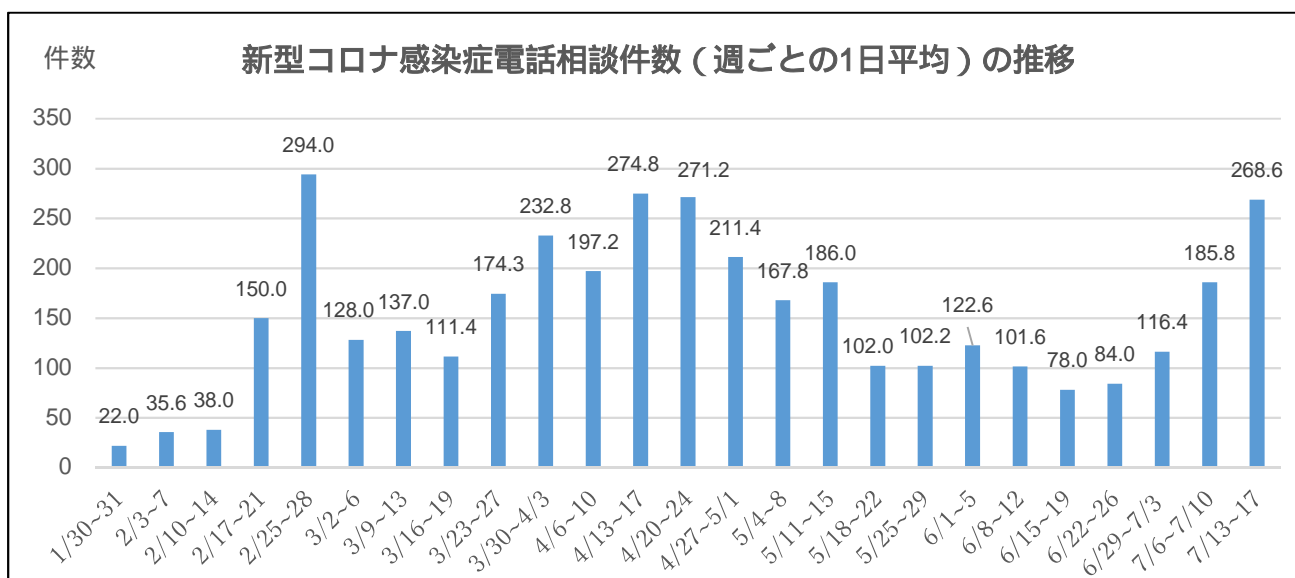
	区内医療機関・社会福祉施設等でまとめて観察	住所未申告 (電話番号のみ把握等)	区内住所不明	計
観察終了	114	49	3	166
観察中	117	45	0	162
PCR検査陽性	3	3	0	6
計	234	97	3	334

2. これまでの区への対応

(1) 電話相談

<経過>

- 令和2年1月30日 世田谷区新型コロナウイルス感染症相談窓口開設
- 2月7日 世田谷区帰国者・接触者相談センター開設
- 4月13日 従前の3回線を6回線に増強
- 5月8日 相談・受診の目安改定
- 6月8日 電話相談受付に人材派遣を導入



2月下旬、3月後半から4月中旬のピーク時はつながりにくい期間が続いていた。

4月13日からは、電話回線を従前の3回線から6回線に増設し、4月下旬からは受話器を置く時間が増え、安定して対応できており、さらに6月からは相談員に人材派遣の看護師を導入し、円滑に対応してきたが、7月に入り、相談件数が再び増加に転じている。

(2) PCR検査体制の拡充

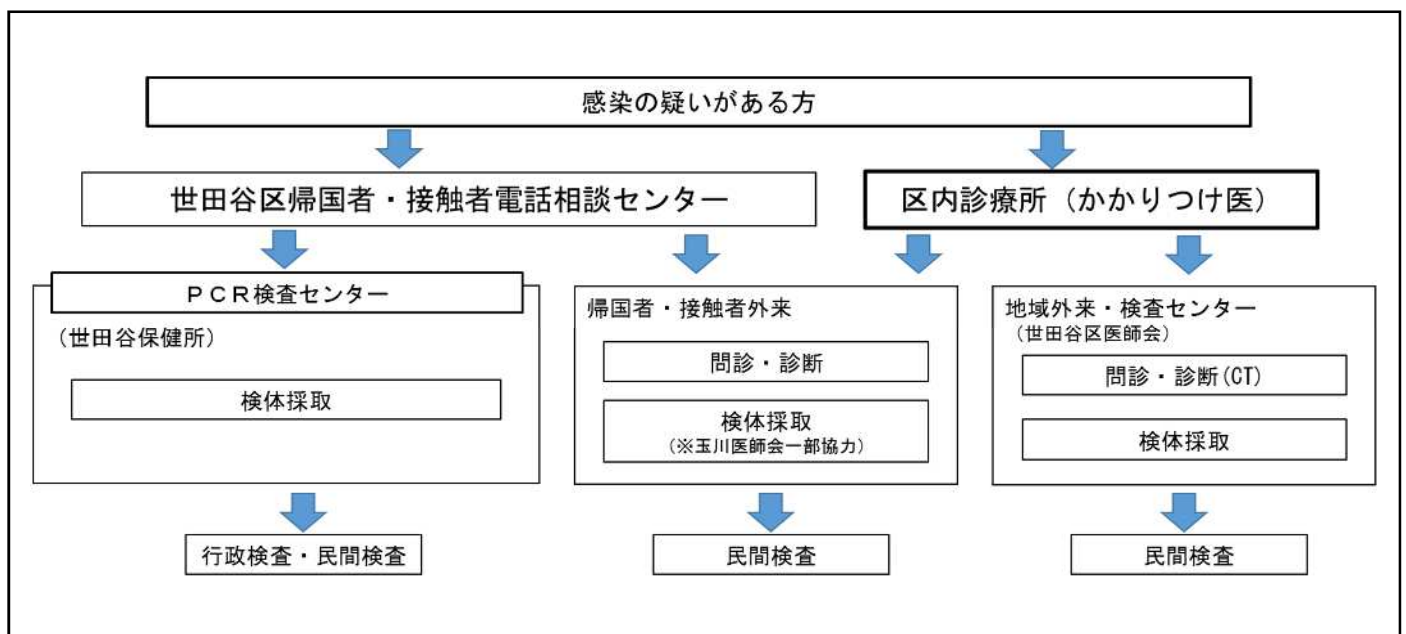
新型コロナウイルス感染症については、感染拡大が今もなお続き、区においてもその傾向が見られるなど予断を許さない状況にあり、検査体制のさらなる拡充が必要とされている。これまで世田谷保健所による行政検査のほか、世田谷区医師会及び玉川医師会の協力によるPCR検査体制の構築、区内医療機関によるPCR検査体制を整えてきた。

2月中旬以降、区内医療機関において検体採取を行っていたが、4月8日に区内の1病院で陽性者が発生し業務停止になったことを受け、検査受け入れ病院が減ることから、世田谷保健所を運営主体とする行政検査を開始した。このことを契機に行政、両医師会、医療機関による検査体制が構築された。また、世田谷区医師会においては、5月1日から保険適用による検査の開始、同月18日からCT検査を開始し、重症化する前の早期治療に結び付けることが出来るようになった。なお、これまでの経過について、以下のとおり。

< 経過 >

- 2月中旬以降 区内医療機関において検体採取を実施
- 4月8日(水) (仮称)PCR検査センター(世田谷保健所の運営)を設置して行政検査を開始
- 14日(火) 世田谷区医師会による協力体制の開始
- 27日(月) 「(仮称)PCR検査センター」設置を公表
- 30日(木) 世田谷区医師会と区との協定の締結
- 5月1日(金) 地域外来・検査センター(世田谷区医師会による検査体制)の設置、世田谷区医師会による検査について保険診療適用開始
- 13日(水) PCR検査センター(玉川医師会によるドライブスルー方式)を設置し、検査を開始
- 15日(金) PCR検査センター(玉川医師会)、地域外来・検査センター(世田谷区医師会)、帰国者・接触者外来(区内医療機関)を公表
- 18日(月) 地域外来・検査センター(世田谷区医師会による検査体制)において、CT検査を開始
- 27日(水) PCR検査センター(玉川医師会による区内医療機関との協力による検査)を設置し、検査を開始
- 6月25日(木) PCR検査センター(玉川医師会によるドライブスルー方式)での検査の終了

< PCR検査体制 >



< P C R検査件数の推移 >

【4月の検査数：786件】

8日(水)	9日(木)	10日(金)	11日(土)	12日(日)	13日(月)
17	27	32			26
14日(火)	15日(水)	16日(木)	17日(金)	18日(土)	19日(日)
49	63	54	50		
20日(月)	21日(火)	22日(水)	23日(木)	24日(金)	25日(土)
63	51	40	38	58	
26日(日)	27日(月)	28日(火)	29日(祝)	30日(木)	
	79	63	40	36	

4月8日～13日 世田谷保健所（行政検査）102件

4月14日～30日 世田谷保健所（行政検査）、世田谷区医師会（行政検査）684件

【5月の検査数：1,411件】

1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(祝)	5日(祝)	6日(祝)	7日(木)
49	17	18	33	38	24	62
8日(金)	9日(土)	10日(日)	11日(月)	12日(火)	13日(水)	14日(木)
79	36	8	93	92	81	55
15日(金)	16日(土)	17日(日)	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)
76	41	10	94	57	53	33
22日(金)	23日(土)	24日(日)	25日(月)	26日(火)	27日(水)	28日(木)
41	29	6	61	45	38	41
29日(金)	30日(土)	31日(日)				
63	26	12				

5月1日～12日 世田谷保健所（行政検査）、世田谷区医師会（保険適用）549件

5月13日～31日 世田谷保健所（行政検査）、玉川医師会（行政検査）、

世田谷区医師会（保険適用）、区内医療機関（12日から）862件

【6月の検査数：1,518件】

1日(月)	2日(火)	3日(水)	4日(木)	5日(金)	6日(土)	7日(日)
66	60	64	56	86	49	7
8日(月)	9日(火)	10日(水)	11日(木)	12日(金)	13日(土)	14日(日)
95	51	50	60	62	28	10
15日(月)	16日(火)	17日(水)	18日(木)	19日(金)	20日(土)	21日(日)
80	66	48	49	45	33	5
22日(月)	23日(火)	24日(水)	25日(木)	26日(金)	27日(土)	28日(日)
64	49	51	45	54	36	7
29日(月)	30日(火)					
87	55					

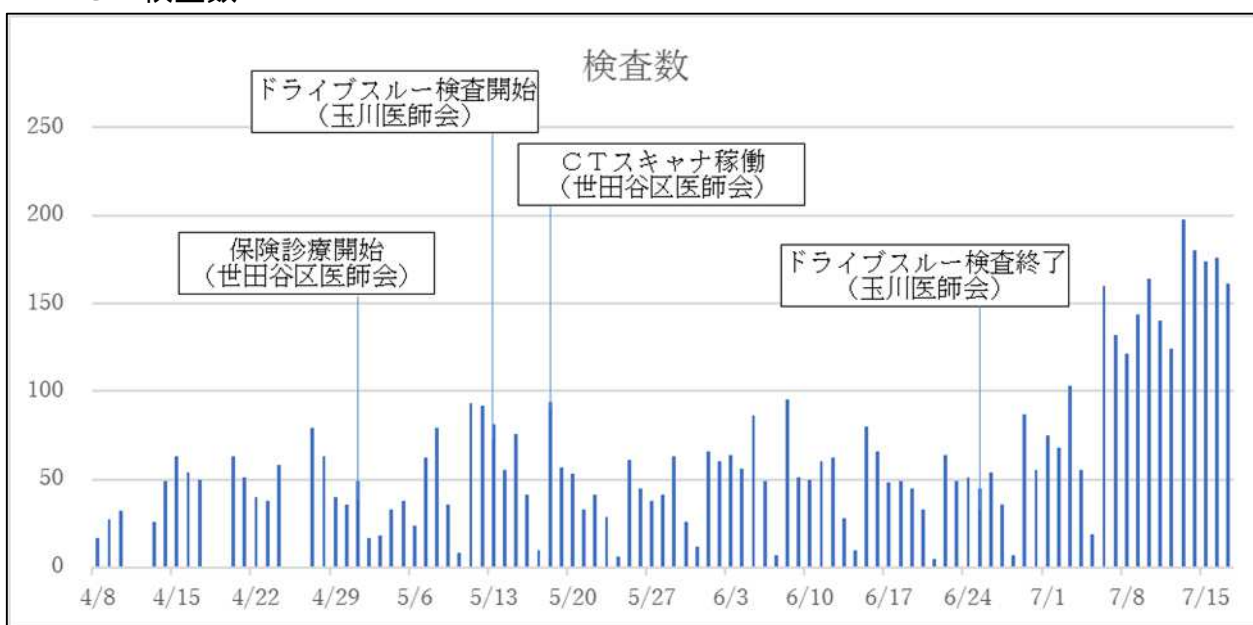
世田谷保健所（行政検査）、玉川医師会（行政検査）、世田谷区医師会（保険適用）、区内医療機関検査数は区内で検査を受けた区民の検査数であり、区外で検査を受けた区民や区内で検査を受けた区外の方の数値は含まれない。また、陰性確認検査として一人で複数回実施した検査件数を含んでいる。

【7月の検査数：2,194件】

1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)	7日(火)
75	68	103	55	19	160	132
8日(水)	9日(木)	10日(金)	11日(土)	12日(日)	13日(月)	14日(火)
121	144	164	140	124	198	180
15日(水)	16日(木)	17日(金)				
174	176	161				

世田谷保健所（行政検査）、玉川医師会（行政検査）、世田谷区医師会（保険適用）、区内医療機関検査数は区内で検査を受けた区民の検査数であり、区外で検査を受けた区民や区内で検査を受けた区外の方の数値は含まれない。また、陰性確認検査として一人で複数回実施した検査件数を含んでいる。

<PCR検査数>



(3) 入院調整

新型コロナウイルス感染症は指定感染症であり、原則入院加療を要する。3月下旬からの患者数の急増により病床がひっ迫し、保健所による入院調整が困難になったことを受け、4月2日に東京都は新型コロナ調整本部で広域による入院調整を開始するも、夜間に発生した患者の入院調整は、深夜に及んで搬送先を探すなど、困難であった。また、患者発生数が1日あたり34人を記録した4月14日には、自宅療養者数も126人と最多になった（入院調整中を含む）。

(4) 疫学調査

疫学調査は感染者690人全例に聞き取り調査または訪問調査を行った。また、施設等での患者発生時には訪問し、感染源の有無や感染経路の確認に加え、濃厚接触者の特定や各施設における感染症対策に係る指導助言を行った。訪問調査を実施した施設は11施設である。なお、次項に挙げるクラスターの発生した飲食店は、保健所による探知日に関係者がり患し、既に事業所を閉鎖していたため、訪問調査を実施できなかった。

< 訪問を実施した施設 >

施設分類	件数	訪問月	陽性者
保育園	2	3月、5月	職員
幼稚園	1	7月	職員、園児
小学校	1	6月	児童
高齢者福祉施設	2	4月	入居者、職員
ライブハウス	1	3月	社員、ライブ関係者
カラオケハウス	1	7月	社員
会社	1	5月	社員
医療機関	2	4月	入院患者、職員

(5) クラスター発生状況及び対応

区内におけるクラスター（5人以上の患者発生があった施設）は、飲食店2件、医療機関2件、社会福祉施設1件、私立幼稚園1件の合計6件である。（令和2年7月20日現在）

< 区内のクラスター発生事例 >

施設	患者数 (区外患者含む)	探知日	終息日	概要
飲食店A	5人	4月11日	4月20日	3月27日 密な環境で15人の食事会参加者を中心に感染が拡大。
飲食店B	16人	5月30日	6月10日	5月24日 密な環境でのイベント（手巻寿司パーティー）参加者を中心に感染が拡大。
医療機関A	患者14人 職員2人	4月10日	5月8日	急性期医療機関。入院患者が発症し、病棟内で感染が拡大。
医療機関B	患者24人 職員8人	4月13日	5月29日	療養型病院。入院患者が他院外来を受診後に発症。院内で感染が拡大。
社会福祉施設A	入居者6人 職員5人	4月16日	5月12日	認知症ユニットを有する施設。 職員が発症し、施設利用者及び職員間で感染が拡大。
私立幼稚園A	職員3人 園児5人	7月8日	7月23日	幼稚園職員の発症後、園児及び職員間で感染が拡大。

(6) 社会福祉施設等での感染の発生状況及び対応

区内の高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等では、職員や利用者に患者が発生した事例は 21 件把握している。(令和 2 年 7 月 20 日現在)

事業者や利用者の徹底した感染防止対策により、多くの事例がクラスターの発生に至らず、感染拡大を食い止めている。後述の(7)感染症アドバイザー派遣なども行いながら、さらなる感染拡大防止対策を徹底する。

施設	患者数	発生日 (陽性確認日)	対応
訪問介護 A	職員 1 人	4 月 24 日	陽性者以外の職員で事業継続。
訪問介護 B	利用者 1 人	5 月 14 日	事業継続。
訪問介護 C	職員 1 人	6 月 30 日	陽性者以外の職員で事業継続。
訪問リハビリテーション A	利用者 1 人	5 月 14 日	事業継続。
通所介護 A	職員 1 人	3 月 31 日	3 月 25 日から 4 月 7 日まで施設休止。
通所介護 B	利用者 1 人	4 月 6 日	施設を一時休止。陽性者が発熱前後に利用しなかったため、利用者を絞り再開。
通所介護 C	利用者 1 人	4 月 27 日	4 月 28 日～ 5 月 10 日まで施設休止。
有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護) A	職員 1 人	4 月 18 日	事業継続。濃厚接触者はなし。
地域密着型通所介護 A	職員 1 人	4 月 8 日	日中デイを一時休止。
地域密着型通所介護 B	利用者 1 人	5 月 3 日	事業継続。
地域密着型通所介護 C	職員 1 人	7 月 11 日	7 月 12 日～ 7 月 21 日まで施設休止。
地域密着型通所介護 D	利用者 1 人	7 月 11 日	7 月 13 日～ 7 月 19 日まで施設休止
認知症対応型共同生活介護 A	職員 5 人 利用者 6 人	4 月 12 日	【(5) クラスター事例に記載】 標準感染予防策を講じた上で事業継続。
短期入所生活介護 A	利用者 1 人	4 月 9 日	事業継続。
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) A	職員 1 人	5 月 28 日	事業継続。

施設	患者数	発生日 (陽性確認日)	対応
介護付有料老人ホームA	職員1人	4月12日	事業継続。 別棟の事務職員のため影響なし。
障害児通所施設A	職員1人	4月12日	4月13日～26日まで施設休止。
企業主導型保育施設A	職員1人	3月4日	3月5日～13日まで施設休止。
私立認可保育園A	職員1人	5月30日	6月1日～14日まで休園。
私立認可保育園B	園児2人	7月14日	保護者に症状が出た日から該当園児は 欠席しているため、園運営に影響なし。
私立幼稚園A	職員3人 園児5人	7月8日	【(5)クラスター事例に記載】 7月22日まで休園。

(7) 感染症アドバイザーの派遣

区では、社会福祉施設の感染防止対策及び業務継続等に関する相談・助言等を行うため、5月から専門家のアドバイザー派遣制度を設けた。

アドバイザー 大学研究所特任准教授(医師)

アドバイスの内容

- ・当該社会福祉施設等におけるクラスター防止対策に関すること
- ・当該社会福祉施設等の業務継続に関すること
- ・当該社会福祉施設等が事業を休止した場合の再開に向けた可否判断および準備に関すること

対象施設 世田谷区内の高齢福祉、障害福祉、児童福祉施設(区立、民立とも)等
派遣実績

- ・特別養護老人ホームの感染予防策について(会議形式1回、現地訪問1回)
事前の意見交換及び現地施設での実地アドバイス
- ・高齢者福祉サービスの事業再開等への助言(会議形式1回)
- ・社会福祉施設での抗体検査に関する助言(会議形式1回及びメールでの相談)

(8) 区立施設での感染の発生状況及び対応

区立施設では、職員等の感染事例がこれまでに3件発生している。発生状況及び対応については、以下のとおり。(令和2年7月20日現在)

施設	患者数	発生日 (陽性確認日)	対応
烏山保健福祉センター	職員1人	4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・4月23日に職員1人の陽性が判明。 ・4月24日に烏山総合支所の3階部分の立ち入りを制限し、フロア全体の消毒を実施した。 ・当該職員と近接した座席の職員は、5月4日まで自宅待機。
区立小学校A	児童1人	7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・7月5日に児童1人の陽性が判明。 ・7月6日、7日、8日を臨時休業とし、新BOPについても休止とした。 ・濃厚接触者の特定とPCR検査を実施(全員陰性)消毒を実施した。 ・7月9日から学校再開。 ・濃厚接触者は14日間の自宅待機とし、児童が所属するクラスは15日まで学級閉鎖。
区立小学校B	支援スタッフ1人	7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・7月20日に支援スタッフ1人の陽性が判明。 ・7月20日を臨時休業とし、児童を帰宅させる。新BOPも休止とした。 ・濃厚接触者の特定と消毒を実施した。 ・担任教員や児童に濃厚接触者がいないことから、21日から学校再開。 ・教員等5人を濃厚接触者として特定。PCR検査を実施(全員陰性)。濃厚接触者は14日間の自宅待機。

(9) 医療機関との連携

区では、PCR検査体制の拡充にあたって、区内両医師会や医療機関の協力をいただくとともに、区内の地域医療の確保、充実の観点から、区との情報共有や意見交換、連携を推進していくことを目的に「新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会」を設置した。

これまでに、4月7日(火)と6月1日(月)の2回会議を開催し、区長と各病院長や医師会会長が意見交換を行い、医療現場で起きている問題点や課題、各機関から区に対する支援や要望、区から各機関への要望等の情報共有を行った。また、適宜電話会議も開催し、情報共有につとめている。この情報連絡会は、継続して開催することが了承されており、その時の状況によりテーマを決め、今後も意見交換等を実施する。

(10) 区民への公表

区は、新型コロナウイルス感染症に関して、個人のプライバシーの保護と人権への配慮、医療機関や企業の活動への配慮の観点から、感染者個人の氏名、住居地、職業等の情報については公表しない一方で、区内事業所等において感染者が確認された場合には、区民への注意喚起や感染予防に向けた協力をいただく観点から、必要に応じて感染が発生した施設種別や関係する感染者数などについて、速やかな公表に努めている。

<世田谷区における新型コロナウイルス感染者数等の公表について

【ホームページ掲載 5月25日 17時更新】>

1. 公表の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、これまでさまざまな取り組みを行ってきました。

新型コロナウイルス感染症に関して、正確な情報を発信することにより、誤った情報による地域の混乱を避けるとともに、危機感を区民の皆さま、事業者の皆さまと共有し、お一人おひとりにご協力をいただき、感染症予防の取り組みをより強固なものとする必要があるとの考えのもと、4月1日より検査陽性者数を公表してきました。

区としても、5月13日から東京都の公表方法に準じ、検査陽性者の状況（入院中、宿泊療養中、自宅療養中、退院等（療養期間経過を含む）、死亡）を公表することとしました。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う検査について、これまでの世田谷保健所の検査に加え、世田谷区医師会および玉川医師会の協力を得て、体制が強化されました。さらに今後、協力していただいている病院での検査数も加えて、5月13日の検査数から公表することとしました。

5月25日からは、引き続き新型コロナウイルス感染症予防に取り組むため、検査陽性者の男女別及び年代別人数を公表していきます。

2. 公表の範囲

世田谷区に居住する区民の検査陽性者について、日毎（15時現在）の合計、累計を17時までに区ホームページに掲載します。検査数については、前日の検査数を翌日17時までに掲載します。男女別及び年代別人数は、月曜日から日曜日の合計を翌月曜日17時までに区ホームページに掲載します。

次の観点から、陽性者個人の氏名、住居地、職業等の情報につきましては、公表はいたしません。

1. 個人のプライバシーの保護と人権への配慮

2. 医療機関や企業の活動への配慮

なお、区民の皆さまへの注意喚起や感染予防に向けた協力をいただく観点から、必要に応じて感染が発生した施設種別や関係する感染者数などを公表いたします。

(11) 本部体制

< 世田谷区健康危機管理対策本部 >

対応の経過

令和元年 12 月 中華人民共和国・中国武漢市での肺炎に関する報道あり

令和 2 年 1 月 27 日 世田谷区健康危機管理対策本部設置（レベル 3）

（事務局 ～ 3 月 18 日 : 世田谷保健所

21 日～ : 政策経営部）

3 月 30 日 世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく「世田谷区新型インフルエンザ等対策本部」を設置。組織名称については分かりやすく「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」とし、既に設置していた「世田谷区健康危機管理対策本部」は当該対策本部に移行。

4 月 7 日 緊急事態宣言に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置。

（事務局：総務部）

< 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部 >

世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部を設置後、下記のとおり区の対応を決定し、新型コロナウイルス感染症対策を講じてきた。

国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置及び区の感染状況を踏まえた、区施設及び事業の休止・再開に係る判断と方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区職員等へのマスクの配布や各施設等への手指消毒液の配布

災害時の避難所における感染症対策の実施

世田谷区新型コロナウイルスをとともに乗り越える寄付金の活用方法

PCR 検査体制等の拡充

(12) 保健所の応援体制

< 令和元年度の保健所応援体制 >

	令和 2 年 4 月 1 日に配属予定の横転者を兼務発令により保健所に配属	健康企画課 事務 2 人 感染症対策課 事務 3 人 保健師 2 人
3 月 9 日（月）～ 3 月 31 日（火）	帰国者・接触者電話相談センター及び世田谷区新型コロナウイルス相談窓口両窓口の電話相談応援（2 月 3 日から開始（午前は 2 月 26 日から））	保健福祉センター健康づくり課保健師の応援 午前：1 人、午後：1 人（輪番制）

< 令和 2 年度の保健所応援体制 >

<p>4月1日(月)～3日(金)</p>	<p>保健所:43人、応援:3人 計:46人</p>	<p>健康企画課(応援:2人) 帰国者・接触者電話相談センター ・保健師1人(支所健康づくり課) ・専門相談員1人</p> <p>感染症対策課(応援:1人) 東京都感染症健康危機管理ネットワーク システム関係 ・事務1人(都派遣職員)</p>
<p>4月6日(月)～10日(金)</p>	<p>保健所:43人、応援:7人 計:50人</p>	<p>健康企画課(応援:3人) 帰国者・接触者電話相談センター ・保健師1人(支所健康づくり課) ・保健師1人(支所ローテ) ・専門相談員(看護師等)1人</p> <p>感染症対策課(応援:4人) 東京都感染症健康危機管理ネットワーク システム関係 ・事務1人(都派遣職員) 保健相談(防疫業務全般) ・保健師3人(支所ローテ)</p>
<p>4月13日(月)～17日(金)</p>	<p>保健所:47人、応援:16人 計:63人 保健所の4人増は部内 応援の追加</p>	<p>健康企画課(応援:6人) 帰国者・接触者電話相談センター ・保健師1人(支所健康づくり課) ・保健師4人(支所ローテ) ・専門相談員(看護師等)1人</p> <p>感染症対策課(応援:10人) 東京都感染症健康危機管理ネットワーク システム関係 ・事務2人(他領域:区民・都市整備) ・事務2人(都派遣職員) 保健相談(防疫業務全般) ・保健師6人(支所ローテ) 別途保健所内で衛生監視4人を追加従事</p>

<p>4月20日(月)~24日(金)</p>	<p>保健所:47人、応援:19人 計:66人</p>	<p>健康企画課(応援:7人) 帰国者・接触者電話相談センター ・保健師1人(支所健康づくり課) ・保健師5人(支所ローテ) ・専門相談員(看護師等)1人</p> <p>感染症対策課(応援:12人) 東京都感染症健康危機管理ネットワークシステム関係 ・事務2人(他領域:区民・都市整備) ・事務2人(都派遣職員) 保健相談(防疫業務全般) ・保健師8人(支所ローテ+2)</p>
<p>4月27日(月)~6月8日(月)</p>	<p>保健所:47人、応援:最大 26人) 計:73人</p>	<p>健康企画課(応援:最大10人) 帰国者・接触者電話相談センター ・保健師1人(支所健康づくり課) ・保健師1~3人(支所ローテ) ・保育園看護師5人 ・専門相談員(看護師等)1人 ・東京都患者情報データベース関係事務 1人</p> <p>感染症対策課(応援:15人) 東京都感染症健康危機管理ネットワークシステム関係 ・事務3人(他領域:区民・都市整備・教育) ・事務4人(都派遣職員) 保健相談(防疫業務全般) ・保健師8人(支所ローテ)</p>
<p>6月9日(火)~6月30日(火)</p>	<p>保健所:47人、応援:16人) 計:61人</p>	<p>健康企画課(応援:最大4人) 帰国者・接触者電話相談センター ・保健師1人(支所健康づくり課) ・保健師1人(支所ローテ) ・専門相談員(看護師等)1日あたり1人 従事 ・東京都患者情報データベース関係事務 1人 6月9日から人材派遣看護師を導入(5人)</p>

		<p>感染症対策課（応援：12人）</p> <p>東京都感染症健康危機管理ネットワークシステム関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務3人（他領域：区民・都市整備・教育） ・事務4人（都派遣職員） <p>保健相談（防疫業務全般）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師5人
7月1日(水)～7月31日(金)	保健所:47人、応援:13人 計:60人	<p>健康企画課（応援：最大4人）</p> <p>帰国者・接触者電話相談センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師1人（支所健康づくり課） ・保健師1人（支所ローテ） ・専門相談員（看護師等）1人 ・東京都患者情報データベース関係事務1人 <p>感染症対策課（応援：最大9人）</p> <p>東京都都感染症健康危機管理ネットワークシステム関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務3人（他領域：区民） ・事務1人（都派遣職員） <p>保健相談（防疫業務全般）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師2人（支所ローテ） 件数増加時は要請参集（3人まで）

< その他の体制強化の取組み >

- ・組織改正（医師兼務） 世田谷保健所副参事（感染症対策特命担当）
- ・都福祉保健局経由：東京大学、東京医科歯科大学の院生の応援（4月10日～）
- ・都福祉保健局経由：結核予防会結核研究所との協定に基づく保健師派遣（4月20日～）

(13) 執務スペースの確保

< 対応の経過 >

令和2年4月10日 世田谷保健所健康推進課と健康企画課（計画担当、がん担当）を区民会館地下1階に移動
世田谷保健所健康推進課、健康企画課跡地を帰国者・接触者相談センター及び総合支所応援職員の執務スペースとして活用

3 . 第 2 波 ・ 第 3 波 に 備 え た 今 後 の 対 策

(1) 帰 国 者 ・ 接 触 者 電 話 相 談 セ ン タ ー の 体 制 の 充 実

帰国者・接触者電話相談センターについては、6月下旬以降件数が増加傾向であり、7月に入ってから、1日200件～300件に上る日もある。看護師の人材派遣委託を導入したことにより受電体制を強化しているものの、今後の相談件数のさらなる増加にも対応できるように、専門人材をさらに投入し、回線を増強するとともに、区民が問合せ内容に応じて適切な相談先を選択し、必要な回線に振り分ける機能や、通話内容に応じて録音も可能な機能を導入し、相談件数が増加した際も適切に対応できる体制を整備する。

< 電話回線の増強 >

- ・ 一般相談回線

- 一般的な新型コロナウイルス関連の相談
主に保健所の衛生監視で対応

- ・ 帰国者・接触者相談回線

- 新型コロナウイルス感染症の疑い例及び濃厚接触者に関する相談
保健所・総合支所等の看護師・保健師と、人材派遣の看護師で対応

区分	～ 4 月 12 日	4 月 13 日 ~	8 月 ~	9 月 ~	10 月 ~
一般相談回線	1 回線	2 回線	2 回線	2 回線	2 回線
帰国者・接触者相談 回線	2 回線	4 回線	6 回線	8 回線	8 回線
相談対応可能件数 / 日	144 件	288 件	384 件	480 件	状況に応じて増設

(2) PCR検査体制の充実

区内のPCR検査体制は、区で把握している区内医療機関等を含め、以下のとおりである。

区分	現状件数	拡充件数	拡充後件数
区内医療機関	1日あたり(最大想定件数) 183件		183件
世田谷区医師会 玉川医師会	1日あたり(最大想定件数) 100件	160件	260件
世田谷保健所	1日あたり(最大想定件数) 80件	80件	160件
最大検査数(想定)	363件	240件	603件

<今後の取組み>

検査体制の継続

引き続き、区内の両医師会及び医療機関の協力を得て、検査体制を継続する。

参考：区における第1波 1日＝陽性者数 34人(最大)4月14日、18日

濃厚接触者 198人(最大)5月4日

232人(最低限確保すべきPCR検査数)

現行の最大検査数を363件と仮定した場合、約2.5倍となり、最低ラインと考える232人を大きく上回る。

濃厚接触者への検査拡大

国の通知に基づきすべての濃厚接触者を検査対象とする。

(3) 検診体制の強化

今般の新型コロナウイルス感染者のうち、基礎疾患を持っている方が持っていない方に比べ、重症化する傾向にあることを踏まえ、区における各種検診、特に生活習慣病や呼吸器系などについて、受診率の向上を図り、早期発見、早期治療の取組みを強化する。また、がん対策についても、これまで以上の強化に取り組む。

さらに、受動喫煙対策の徹底を進めるとともに、新型コロナウイルスの感染下における、定期的な乳幼児健診の確保策や妊婦検診のあり方など、早急に組み立てる。

(4) 医療機関等の支援・連携強化

現在、軽症者については都内での宿泊療養を基本としつつも、一方で療養先調整中で在宅の方もおり、経過観察が必要な方への対応が急務となっている。区内医療機関における施設ごとの病床確保等の現状を相互に理解し、把握しながら、区としての支援策等について検討する必要がある。

区の新型コロナウイルス対策への活用を目的として、令和2年4月30日より募集を開始した「世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金」は、7月20日時点で2,000万円を超える寄附が集まった。この寄附金のうち、まずは1,000万円を活用し、帰国者・接触者外来を設置している区内の病院等に対して、マスク等の物資支援に取り組んだ。引き続き、更なる医療機関支援も視野に活用方法を検討するとともに、区内医療機関のニーズを的確に把握するため、情報連絡体制を構築するなどの支援を実施する。また、区内の医療機関での病床確保等の支援を実施する。

さらに、今後区内社会福祉施設の職員や入所者等(1,000人程度を予定)を対象とした抗体保有調査を施設単位で実施し、区及び施設の感染予防策の充実に活かす。

(5) 情報の公表

新型コロナウイルス感染症にかかる情報の区民への公表について、引き続き区民・事業者への注意喚起や感染予防の取組みへの協力をいただくため、これまでの公表に加えて、区内事業所等において感染者が発生した際の区の公表基準を明確にするとともに、区内の感染状況等の統計データ(一定期間の累計数)を随時公表することとする。

<新型コロナウイルス感染症に関する感染者数等の公表について

【令和2年8月上旬区ホームページ更新(予定)】>

1 公表の目的

区は、新型コロナウイルス感染症に関して、正確な情報を発信することにより、誤った情報による地域の混乱を避けるとともに、危機感を区民の皆さま、事業者の皆さまと共有し、お一人おひとりにご協力をいただき、感染症予防の取組みをより強固なものとする必要があるとの考えのもと、検査陽性者数等を公表します。

2 個人のプライバシーの保護と人権への配慮等

次の観点から、陽性者個人の氏名、住居地、職業等の情報につきましては、公表はしません。

(1) 個人のプライバシーの保護と人権への配慮

(2) 医療機関や企業の活動への配慮

3 公表の範囲

(1) 検査陽性者の状況(累計数、入院中、宿泊療養中、自宅療養中、退院等(療養期間経過を含む)、死亡)

(2) 男女別人数

- (3) 年代別人数
- (4) PCR 検査数
- (5) 検査陽性者数の推移
- (6) 日ごとの感染者数
 - * (1) 検査陽性者、及び (5) 検査陽性者の推移、(6) 日ごとの感染者数は、日毎 (15 時現在) の合計、累計を 17 時までに区ホームページに掲載します。
 - * (2) 男女別及び (3) 年代別人数は、月曜日から日曜日の合計を翌月曜日 17 時までに区ホームページに掲載します。
 - * (4) PCR 検査数については、前日の検査数を翌日 17 時までに区ホームページに掲載します。

4 区内事業所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の公表

- (1) 区は、次に掲げる事例に該当し、事業の全部または一部を休止する場合、施設種別や職員・利用者の感染者数等を公表します。
 - 世田谷区が事業主として雇用する職員が感染した場合
 - 区立の小中学校、幼稚園、保育園など、世田谷区が設置者である区立施設において感染者が発生した場合
 - 世田谷区が指導・助言等を行う立場にある保育施設や福祉施設等において感染者が発生した場合には、区立施設に準じて当該施設と調整を行う。
 - その他、広く区民に公表することにより、感染拡大防止に寄与すると認められるもので、事業者の同意を得た場合又は事業者が区からの公表を希望する場合
- (2) 区は、上記 (1) 及び に該当する事業者が自ら公表を行う場合には、事業者からの申し出に基づき、区のホームページにリンクをはることにより、公表します。
- (3) 上記に関わらず、区内で集団感染 (5 人以上の患者発生) が発生し、誰が出入りしたか特定できず、当該事業所やイベントに参加した方々に感染の可能性の注意喚起を行う必要がある場合は、個人のプライバシーの保護と人権に十分配慮したうえで、迅速に事業所名やイベント名を公表します。
- (4) 上記の場合も、感染者個人の氏名、住居地、職業等の情報については、個人のプライバシーの保護と人権への配慮から、公表はしません。

5 区内感染状況等の統計データの公表

個人のプライバシーや人権、医療機関や企業の活動に配慮しながら、引き続き区民・事業者への注意喚起や感染予防の取組みへの協力をいただくため、以下の区内感染状況等の統計データ (一定期間の累計数) を、随時公表します。

- (1) 感染者の累計数
- (2) 感染者数の推移
- (3) 男女別の感染状況
- (4) 年代別の感染状況
- (5) 地域別の感染状況
- (6) 重症等の患者の状況
- (7) 死亡者の状況
- (8) 感染源の状況
- (9) 濃厚接触者の状況

(6) 有識者との意見交換

刻々と変化する感染状況に応じた効率的かつ効果的な政策を実行していくためには、国や東京都からの要請や依頼に迅速に対応するとともに、区における現状把握及び分析を進め、総合的に判断していくことが求められている。また、感染症対策と経済活動の維持の両立が今後の社会的課題となっている。

国の動きや東京都の対応等を勘案しながらも、当区が都内最大の92万人となる自治体として、その区民の生命と健康を守るために、専門家による最新の知見と助言を得る「世田谷区としての戦略的な布陣」が必要であり、新型コロナウイルス感染症対策本部会議（以下「本部会議」という。）において、各分野の有識者に出席いただき、意見交換を行うことで、感染爆発を阻むための対策を練り、今後の区の対策に活かしていく。

学識経験者（医療福祉分野）：東京大学先端科学技術研究センター 児玉龍彦氏

学識経験者（医療福祉分野）：公益財団法人東京都医学総合研究所感染制御

プロジェクト特任研究員 小原道法氏

学識経験者（区民生活分野）：東京都立大学法学部教授 大杉覚氏

学識経験者（子ども分野）：大妻女子大学家政学部児童学科准教授 加藤悦雄氏

区内医療機関代表者：世田谷区医師会会長 窪田美幸氏

区内医療機関代表者：玉川医師会会長 吉本一哉氏

(7) 保健所の体制強化

< 執務スペースの確保 >

保健所のハード面の環境について、独立性と安全性を確保し、有事の際に専門職が参集し、感染症対策業務を円滑に進めるため、8月末に、第二庁舎1階のレイアウト変更を実施し、組織改正にあわせ、保健所の執務スペースを拡張する。

< 組織体制の強化 >

対策を進める中で見えた組織課題

新型コロナウイルス感染症が国内外で急速に拡大する状況下において、感染症予防法に基づくまん延抑止に取り組むには、現在の世田谷保健所等の体制では対応に限界があり、以下の課題が浮き彫りとなった。

ア 新型コロナウイルス感染症等の新興感染症のパンデミックが発生した際に、現状の保健所職員だけでは対応が難しい。この間も全庁的な応援体制を組みながら対応にあたってきたが、保健所において必要な医療専門職等を状況に応じ確保できる抜本的な感染症対策組織の強化が必要である。

イ 感染症対策を行う上で、医師による医学的な知見からの判断は不可欠であり、保健師等の専門職の役割も重要となる。そのため、平時から医療専門職同士の連携、保健所と健康づくり課に所属する保健師同士の緊密な連携体制の構築が必要である。

ウ 感染症の拡大を防止するには迅速かつ適切な初期対応が不可欠である。事態に一

層迅速に対応するには、組織の異なる職員による応援体制ではなく、保健所を中心とした指揮命令系統が明確な組織体制が必要である。

感染症対策の体制強化に向けた組織改正

新型コロナウイルス感染症対策に係る体制強化を図るため、保健師等をはじめとした職員が平時から緊密に協力連携し、有事の際に迅速に参集して機動的かつ柔軟に対応可能な組織体制の構築を図るため、本年9月1日を目途に組織改正を行う。

また、今般の対応を教訓に、データ分析や広報対応、PCR検査体制の確保など、庁内の役割分担を一層明確化し、限りある人員でこれまで以上に迅速かつ効率的に対応可能な組織体制について検討を継続していく。

< ICTを活用した事業手法の導入 >

3密を避けながら、区民の相談支援に対応するため、妊娠期面接や各種相談、講座などについて、ICTを活用した事業手法を具体化する。

また、職員の感染防止や業務の効率化のため、この間の職員の在宅勤務の実施状況を検証し、業務内容に見合った新しいスタイルの働き方（在宅勤務のほか、時差勤務、オンライン会議、ペーパーレスの促進）の実現に取り組む。